

京都市産業技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第94号

京都市産業技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市産業技術研究所条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考4及び別表第2備考中「区域外」を「区域内」に、「有する」を「有しない」に、「1.5」を「2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(産業技術研究所工業技術センター)